株式移転に係る事前開示書面

(会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条に定める書面)

2021年7月1日 株式会社マルカ

株式移転にかかる事前開示事項

会社名 株式会社マルカ

代表者名 代表取締役社長 飯田 邦彦

株式会社マルカ(以下「マルカ」といいます。)とフルサト工業株式会社(以下「フルサト工業」といいます。)は、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方式により 2021 年 10 月 1 日(以下「効力発生日」といいます。)をもって両社の完全親会社となるフルサト・マルカホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本経営統合」といいます。)といたしました。

本株式移転に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式移転計画の内容

別添1「株式移転計画書(写)」に記載のとおりです。

2. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 マルカとフルサト工業は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、マルカ及びフルサト 工業それぞれの株主に対して割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率(以下「株式移 転比率」といいます。)を以下のとおり決定いたしました。

(1) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	フルサト工業	マルカ
株式移転比率	1	1. 29

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

フルサト工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、マルカの普通株式1 株に対して共同持株会社の普通株式1.29株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、マルカ又はフルサト工業の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式: 25,587,817株

上記はマルカの発行済株式総数 9,327,700 株 (2021 年2月28日時点)及びフルサト工業の発行済株式総数 14,574,366 株 (2021 年3月31日時点)に基づいて記載しております。但し、マルカ及びフルサト工業は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、マルカが 2021 年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式 747,186 株及びフルサト工業が 2021 年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式 55,412 株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりマルカ及びフルサト工業の株主の皆様に割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、マルカの株式を 78 株以上、又はフルサト工業の株式を 100 株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である 100 株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるマルカ又はフルサト工業の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100 株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるマルカ又はフルサト工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能とする予定です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠等

マルカ及びフルサト工業は、上記の「(1)本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率の算定にあたり、株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、マルカは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、フルサト工業は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関と

して、それぞれ選定いたしました。

マルカは、下記の「④公正性を担保するための措置」の「(ア)独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記の「④公正性を担保するための措置」の「(イ)独立した法律事務所からの助言」に記載の弁護士法人北浜法律事務所からの法的助言、並びにマルカ及びそのアドバイザーがフルサト工業に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記の「(1)本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転はマルカの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

フルサト工業は、下記の「④公正性を担保するための措置」の「(ア)独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記の「④公正性を担保するための措置」の「(イ)独立した法律事務所からの助言」に記載のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業からの法的助言、並びにフルサト工業及びそのアドバイザーがマルカに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記の「(1)本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転はフルサト工業の株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し、株価動向等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の「(1)本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)」に記載の株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2021年5月7日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成しました。

② 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

野村證券及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券のいずれも、マルカ及びフルサト工業の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(イ) 算定の概要

野村證券は、株式移転比率について、マルカ及びフルサト工業の株式がともに東京証券

取引所市場第一部に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、マルカ及びフルサト工業にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、フルサト工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、マルカの普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	1. 49~1. 54
類似会社比較法	0.78~0.94
DCF法	1. 12~1. 37

なお、市場株価平均法については、2021年5月6日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2021年4月26日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2021年4月7日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2021年2月8日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均及び2020年11月9日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2021年5月6日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、マルカの財務予測その他将来に関する情報については、マルカの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、フルサト工業の財務予測その他将来に関する情報については、マルカの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いマルカ及びフルサト工業の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提としたマルカ及びフルサト工業の事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法に

よる算定の前提とした2021年11月期から2025年11月期までのマルカの事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年11月期において、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた顧客の設備投資が本格的に回復することで、前事業年度に比べて大幅な増益となることが見込まれております。また、2023年11月期において、日本、米州、中国、東南アジアの世界4極における人員配置を拡大し、エンジニアリング機能をより一層強化することで前事業年度に比べて大幅な増益となることが見込まれております。また、野村證券が、DCF法による算定の前提とした2021年3月期から2024年3月期までのフルサト工業の事業計画については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期において、新型コロナウイルス感染症の影響により抑えられてきた首都圏の大型開発や民間企業設備投資の増加に伴い、鉄骨建築資材、機器工具及び機械設備の販売収益が拡大することを想定しており、前事業年度に比べて大幅な増益を見込んでおります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券は、マルカ及びフルサト工業について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、それぞれの市場株価が存在することから市場株価分析を、また両社には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー分析(以下「DCF分析」といいます。)をそれぞれ採用し、算定を行いました。

市場株価分析については、2021年5月6日を算定基準日とし、東京証券取引所における 算定基準日までの1ヶ月間の終値、3ヶ月間の終値及び6ヶ月間の終値に対する市場株価 比率を採用しております。

DCF分析における、価値算定の際には、両社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券に算定目的で使用することを了承した、マルカ及びフルサト工業の経営陣より提示された財務予測における収益や投資計画、マルカ及びフルサト工業間で創出される想定シナジー、マルカ及びフルサト工業に対するデュー・ディリジェンスの結果、その他一般に公開された情報等の諸要素を前提としております。なお、算定の際に前提としたマルカの財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。また、算定の際に前提としたフルサト工業の財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりません。具体的には、2021年11月期及び2022年11月期においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による収益悪化からの業績回復により対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

各手法によるマルカの普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算 定結果は、以下のとおりとなります。

採用方法	株式移転比率の算定結果
市場株価分析	1. 49~1. 52
類似企業比較分析	0.96~1.70
DCF分析	1. 07~1. 59

(注) 三菱UF Jモルガン・スタンレー証券は、株式移転比率の算定に際し、マルカ又はフルサト工業から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、マルカ、フルサト工業及びそれらの関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてマルカ及びフルサト工業の財務予測に関する情報については、マルカ及びフルサト工業による2021年5月6日時点で得ることができる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱UF Jモルガン・スタンレー証券の算定は、2021年5月6日までの上記情報を反映したものです。

③ 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

マルカ及びフルサト工業は、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定です。上場日は、2021年10月1日を予定しております。また、マルカ及びフルサト工業は本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2021年9月29日を目途にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止の期日につきましては、東京証券取 引所の各規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

マルカ及びフルサト工業は、株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

(ア)独立した第三者算定機関からの算定書の取得

マルカは、マルカの株主の皆様のために、マルカ及びフルサト工業から独立した第三者 算定機関である野村證券より、2021 年 5 月 6 日付で、株式移転比率に関する算定書を取 得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠 等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

他方、フルサト工業は、フルサト工業の株主の皆様のために、マルカ及びフルサト工業から独立した第三者算定機関である三菱UFJモルガン・スタンレー証券より、2021年

5月6日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等」の「②算定に関する事項」をご参照ください。

(イ) 独立した法律事務所からの助言

マルカは、本株式移転の法務アドバイザーとして、弁護士法人北浜法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

他方、フルサト工業は、本株式移転の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・ 友常法律事務所外国法共同事業より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方 法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

なお、弁護士法人北浜法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同 事業は、いずれもマルカ及びフルサト工業から独立しており、両社との間で重要な利害関 係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、マルカとフルサト工業の間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金に関する事項

当社及びフルサト工業は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社 の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ① 資本金の額 5,000,000,000円
- ② 資本準備金の額 1,250,000,000円
- ③ 利益準備金の額 0円

これら資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社とフルサト工業で協議の上、会社計算規則第 52 条の規定の範囲内で決定したものであります。

3. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 該当事項はありません。

4. フルサト工業に関する事項

(1) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容

フルサト工業の最終事業年度(2021年3月期)に係る計算書類等の内容については、別添2「フルサト工業株式会社の2021年3月期にかあkる計算書類等の内容」に記載のとお

りです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の 状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。
- 5. マルカにおいて最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の 会社財産の状況に重要な影響を与える事象 該当事項はありません。

〈別添1〉「株式移転計画書(写)」

株式移転計画書

フルサト工業株式会社(以下「フルサト工業」という。)及び株式会社マルカ(以下「マルカ」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式移転)

本計画の定めるところに従い、フルサト工業及びマルカは、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立の日(第6条に定義する。以下同じ。)において、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとする。

第2条 (新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項)

- 1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的

新会社の目的は、**別紙**の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「フルサト・マルカホールディングス株式会社」とし、英文では「MARUKA FURUSATO Corporation」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、大阪市とし、本店の所在場所は、大阪市中央区南新町一丁目2番10号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、100,000,000 株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、<u>別紙</u>の定款記載のとおりとする。

第3条 (新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

代表取締役会長飯田邦彦代表取締役社長古里龍平取締役竹下敏章取締役山下勝弘取締役難波経久

取締役小谷和朗取締役中務裕之取締役武智順子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

常勤監查役 大西聡

監査役 疋田鏡子

監査役 佐々木康夫

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条 (本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

- 1. 新会社は、本株式移転に際して、フルサト工業及びマルカの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)におけるフルサト工業及びマルカの株主に対し、その所有するフルサト工業又はマルカの普通株式に代わり、(i)フルサト工業が基準時現在発行している普通株式数に1を乗じた数、及び(ii)マルカが基準時現在発行している普通株式数に1.29を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
- 2. 新会社は、本株式移転に際し、基準時におけるフルサト工業及びマルカの株主名簿にそれぞれ記載又は記録されたフルサト工業及びマルカの各株主(但し、会社法第806条第1項の規定に基づきその有する株式の買取りを請求するフルサト工業又はマルカの株主については、当該株主に代えて、フルサト工業の株式についてはフルサト工業が、マルカの株式についてはマルカが、株主として記載又は記録されているものとみなす。)に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) フルサト工業の株主に対しては、その所有するフルサト工業の普通株式 1 株に つき、新会社の普通株式 1 株の割合
 - (2) マルカの株主に対しては、その所有するマルカの普通株式 1 株につき、新会社の普通株式 1.29 株の割合
- 3. 前二項の計算において、1 株に満たない端数が生じる場合には、会社法第 234 条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条 (新会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

50 億円

(2) 資本準備金の額

12億 5000 万円

(3) 利益準備金の額

第6条 (新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、2021年10月1日とする。但し、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条 (株式移転計画承認株主総会)

- 1. フルサト工業は、2021 年 6 月 21 日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認 及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2. マルカは、2021 年 7 月 16 日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、フルサト工業及びマルカ協議の上、合意により前二項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第8条 (剰余金の配当)

- 1. フルサト工業は、2021 年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録 株式質権者に対して、1 株当たり 35.5 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2. マルカは、2021 年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質 権者に対して、1 株当たり 20 円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3. フルサト工業及びマルカは、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立の 日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。但し、フルサト工 業及びマルカ協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条 (株式上場、株主名簿管理人)

- 1. フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日において、新会社の発行する普通株式が株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されるよう、相互に誠実に協議の上、当該上場に必要となる手続を協力して行う。
- 2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三菱 UFJ 信託銀行株式会社とする。

第10条 (自己株式の消却)

フルサト工業及びマルカは、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)を、基準時において消却するものとする。

第11条 (会社財産の管理等)

フルサト工業及びマルカは、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、フルサト工業及びマルカは、それぞれ(その子会社を含む。)の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめフルサト工業及びマルカ協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

第12条 (本計画の効力)

本計画は、(i)第7条に定めるフルサト工業及びマルカの株主総会のいずれかにおいて本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii) 本株式移転につき必要な関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、フルサト工業又はマルカの 財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障 となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場 合は、フルサト工業及びマルカは、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本 計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、フルサト工業及びマルカが別途協議の上、合意により定める。

(以下、本頁余白)

本計画作成の証として、本書 2 通を作成し、フルサト工業及びマルカが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2021年5月7日

大阪市中央区南新町一丁目2番10号 フルサト工業株式会社 代表取締役社長 古里 龍平

大阪市中央区南新町二丁目2番5号 株式会社マルカ 代表取締役社長 飯田 邦彦

フルサト・マルカホールディングス株式会社定款

第一章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、フルサト・マルカホールディングス株式会社と称し、英文ではMARUKA FURUSATO Corporationと表示する。

第2条 (目的)

当会社は次の事業を営む会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- 1. 次の物品の国内販売、輸出入貿易、リース、代理、仲介、古物売買の事業
 - 1-1 建築用資材
 - 1-2 金属加工機械、工作機械器具、同工具、油圧空圧機器、動力伝導装置、包装荷造機械、製缶機械、プラスチック加工機械、繊維機械、食料品加工機械、食品冷凍・冷蔵装置、ベアリング、搬送機器、同装置、自動立体倉庫、産業用ロボット、公害防止機器、溶接機械、工業炉
 - 1-3 土木建設機械、基礎工事用機械、荷役運搬機械、鉱山機械、採石機械、車両、船舶、発電機、 電動機、立体駐車装置
 - 1-4 計量器、測定測量機器、試験器、医療用機械器具、精密機器
 - 1-5 自動車、二輪車、輸送用車両、その他輸送用機器ならびにその部品
 - 1-6 食料品、飲料品ならびにその原料、飼料、肥料、農水産物およびその加工品
 - 1-7 衣料品、寝具、家具、家庭用電気機械器具、住宅設備機器、コンピューター機器、通信機器、日用雑貨、スポーツ用品
 - 1-8 消防用設備機器、セキュリティシステム機器、電気・電子制御機器、電気機械器具、事務用機械器具
- 2. 前各号に関連する機械の設計および設置工事の請負、監理、賃貸、保守、管理、修理業
- 3. 建築用部材の製造
- 4. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業およびそれらの代理業、倉庫業ならびに通関業
- 5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業ならびに電気通信回線の販売および加入契約に関する媒介代 理業
- 6. 有価証券の保有および運用
- 7. 不動産の賃貸借、売買、管理およびその仲介業ならびに建築工事の設計・監理および請負業
- 8. 次の各号に関する工事
 - (1) とび・土工工事業
 - (2) 鋼構造物工事業
 - (3) 管工事業
- 9. 建築工事、機械器具設置工事および建具工事の設計、施工、管理、請負
- 10. 塗装工事の設計、施工、管理、請負
- 11. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給、販売に関する事業

- 12. 建物の保安および清掃管理
- 13. 印刷機械の冷却循環装置および印刷機械周辺機器の製造、販売、賃貸、輸出入業
- 14. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング その他ソフトウエアの企画、取得、保全、利用および販売業
- 15. 損害保険代理店業
- 16. 生命保険の募集業務
- 17. 前各号に付帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を大阪市に置く。

第4条 (機 関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条 (自己株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の買増請求)

- 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求(以下「買増請求」という。)することができる。
- 2. 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規 則による。

第11条 (株主名簿管理人)

- 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第12条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第三章 株主総会

第13条 (招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時招集する。

第14条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条 (招集権者および議長)

- 1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条 (決議の方法)

- 1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 (議決権の代理行使)

- 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役および取締役会

第19条 (員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第20条 (選任方法)

- 1. 取締役は、株主総会において選任する。
- 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

- 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 (代表取締役および役付取締役)

- 1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。
- 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、 専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集権者および議長)

- 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

- 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条 (取締役会の決議方法)

- 1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと みなす。

第27条 (取締役の責任免除)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第28条 (報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」 という。)は、株主総会の決議によって定める。

第五章 監査役および監査役会

第29条 (員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条 (監査役の選任方法)

- 1. 監査役は、株主総会において選任する。
- 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、 当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

第31条 (監査役の任期)

- 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

第32条 (常勤の監査役)

常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第33条 (監査役会の招集通知)

1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があると

きは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第34条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第35条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条 (監査役の責任免除)

- 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。
- 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法 令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

第37条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条 (会計監査人の任期)

- 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第七章 計 算

第40条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

第41条 (期末配当および基準日)

当会社は、定時株主総会の決議によって、毎年12月31日を基準日として期末配当をすることができる。

第42条 (中間配当および基準日)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第43条 (配当金の除斥期間等)

- 1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2. 前項の金銭には利息を付けない。

附則

第1条 (最初の事業年度)

第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2021年12月31日までとする。

第2条 (最初の取締役の報酬等)

- 1. 第28条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の総額は、年額230百万円以内とする。
- 2. 第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査 役の報酬等の総額は、年額26百万円以内とする。

第3条 (附則の削除)

本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウィルス感染症の影響から経済活動が停滞し、一時 的に持ち直しの動きが見られたものの、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グルー プは、主に工業生産、機械設備、建築資材、セキュリティなど景気感応度が異なる分野に分散して展開 するビジネスポートフォリオ経営を推進しておりますが、主要事業が前年比2桁減収となる中で、セキ ュリティ事業が売上、利益を大きく伸ばし、全体的な収益の底上げにつながりました。

売上高

営業利益

894 億7∓8百万円 14.5%減 ¥

27億7∓8百万円 前期比 30.1%減 ¥

経常利益

親会社株主に帰属する当期純利益

31億1千6百万円 **前期比** 28.1%減

19億3年5百万円 前期比 31.1%減 ¥

セグメントごとの事業環境及び事業の概況は次のとおりです。

(機器・工具セグメント)

事業環境につきまして、鉱工業生産指数は(4-6月)前年同期比20.7%減、(7-9月)同12.7%減、 (10-12月) 同4.2%減、(1-3月) 同1.3%減、自動車工業生産指数は(4-6月) 同49.8%減、(7-9月) 同16.5%減、(10-12月) 同2.1%増、(1-3月) 同3.4%減となり、先行指標となる新設住宅 着工戸数は(1-3月)前年同期比9.9%減、(4-6月)同12.4%減、(7-9月)同10.1%減、(10-12 月) 同7.0%減となりました。

各事業の概況は次のとおりです。

【工業機器事業(前年比10.5%減)】

自動車生産に半導体不足の影響が出たことなどにより、足下の鉱工業生産は減産基調となっている中 にあって、当事業においては下期に回復傾向が見られました。オリジナル商品販売、EC拡販、モーショ ンコントロール等における施策効果に因るところです。

【自動車向け機械工具事業(同26.8%減)】

世界的な半導体需給のひっ迫により、完成車メーカーは減産や操業停止を迫られています。その影響 で回復基調にあった自動車生産は12月を境にマイナスに転じており、早急な回復は見通しにくい状況と なっています。当事業もマイナス幅は縮小傾向にあるものの、回復には時間がかかると思われます。

【住宅設備機器事業(同3.3%減)】

市場環境が横ばいの状況下、受注拡大等に注力した結果、下期は前年増となりました。引き続き、施工機能等を活かした案件受注等の施策により収益拡大に取り組みます。

【セキュリティ事業(同59.8%増)】

1-3月の売上の伸びに鈍化が見られたものの、結果として大幅な増収増益となりました。大口プロジェクト案件、サーマルカメラが業績に寄与する形となりました。

	売 上 高	前年比	営業利益	前 年 比
機器・工具セグメント	45,534百万円	8.3%減	1,461百万円	18.8%増

セグメント売上高は、四半期ごと段階的に回復傾向を見せ、1-3月は前年同期比1.8%減まで減少幅が縮小した結果、1桁の減収となりました。営業利益は収益性の高いセキュリティ事業の売上鈍化、人件費の一時的な増加等により、1-3月は25.3%減となりましたが、通期では2桁増益を確保しました。

(機械・設備セグメント)

事業環境につきまして、日本工作機械工業会の工作機械内需受注統計は(4-6月)前年同期比49.4%減、(7-9月)同37.4%減、(10-12月)同14.0%減、(1-3月)同1.6%増と期を追うごとに回復してまいりました。

各事業の概況は次のとおりです。

【工作機械事業(前年比36.3%減)】

受注額は1-3月に前年同期比1.2%の増加に転じ、売上高の対前年減少幅も段階的に縮小し、3月末時点の受注残は前年比2.3%増となりました。

【FAシステム事業(同18.0%増)】

受注は3Qまで前年同期比大幅減にて推移しましたが、1-3月は1.1%減まで回復し、3月末時点の 受注残は前年比50%減となりました。

	売 上 高	前 年 比	営業利益	前 年 比
機械・設備セグメント	14.320百万円	30.8%減	305百万円	49.2%減

セグメント売上高は、上期の前年同期比34.9%減から、下期は26.6%減と若干改善傾向がみられました。

営業利益は、売上総利益率の向上、販売費及び一般管理費の削減に努め、上期の56.1%減から下期は39.0%減と減少幅は縮小しました。

(建築・配管資材セグメント)

事業環境につきまして、先行指標となる鉄骨造着工床面積は(1-3月)前年同期比14.9%減、(4-6月)同9.9%減、(7-9月)同21.1%減、(10-12月)同13.8%減となり、回復の傾向はみられませんでした。

各事業の概況は次のとおりです。

【建築資材事業(前年比15.9%減)】

需要減少の影響をうけ、一年を通して2桁の減少で推移しました。自社製品は需要減少により販売量、販売単価とも前年同期比減となりました。主要な仕入商品のハイテンションボルトは前年の特殊要因による影響が薄まり、1-3月は3Qまでの2桁減から1桁の減少幅となりました。

【配管資材事業(同4.5%減)】

全体的な需要減少による工事の延期・中止や生産量の減少が影響し、大口案件があった1Qは前年同期比微増となったものの、2Q以降は1桁の減少にて推移しました。

	売	上	高	前	年	比	営業	美利 益	前	年	比
建築・配管資材セグメント	29,6	524百	万円	1.	3.6%	減	899	百万円	5.	5.5%	減

セグメント売上高は上期の前年同期比15.6%減より、下期は11.4%減と減少幅は若干縮小しました。 営業利益は売上の減少と売上総利益率の低下が影響し、販売費及び一般管理費の削減に努めたものの、 大幅な減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、13億8千4百万円(前期比24.2%減)であります。その主なものは、物流倉庫用地取得であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区分		第60期 2018年3月期	第61期 2019年3月期	第62期 2020年3月期	第63期 (当期) 2021年3月期
売	上	高 (千円)	98,881,982	107,873,730	104,619,924	89,478,943
経	常利	益 (千円)	3,464,901	4,416,734	4,334,624	3,116,379
	社 株 主 に 帰 属 期 純 利	する 益 (千円)	2,311,399	2,893,086	2,808,129	1,935,651
1 株 🗎	当たり当期純	利益(円)	159.44	199.57	193.71	133.53
総	資	産 (千円)	63,283,376	66,988,179	67,083,548	66,512,442
純	資	産 (千円)	39,085,680	40,690,646	42,302,334	44,261,945
1 株	当たり純資	産額(円)	2,696.12	2,806.90	2,908.60	3,036.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 - なお、「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、控除する自己株式に含めております。
 - 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を第61期の期首から適用しており、第60期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。
 - 3. 第63期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っております。第62期に関する総資産については、暫定的な会計処理の確定に伴い取得原価の当初配分額の重要な見直しを反映した後の金額で記載しております。



(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ジーネット	420,665千円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売
岐阜商事株式会社	10,000千円	100%	切削工具、工作機械等の販売
株式会社セキュリティデザイン	100,000千円	80%	監視カメラシステム、防犯システム、アク セスコントロール機器等の販売

(6) 対処すべき課題

当社グループは、「STAND BY YOUR FUTURE あなたの未来に寄り添い支える」を志として掲げ、 社会やステークホルダーの持続可能な未来が実現するよう、サポートを行うことができるグループであ りたいと願っています。昨年来の世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、人々の生活環境は大き く変わりましたが、状況に即した持続可能な未来の実現を模索する中で、グループとして優先的に対処 すべき課題を設定し、取り組んでまいります。

また、株式会社マルカとの経営統合につきましては、本年5月7日に経営統合契約書を締結し、本株主総会でのご承認が得られることを前提として、共同株式移転の方式により、本年10月1日に両社の完全親会社となる「フルサト・マルカホールディングス株式会社」を設立いたします。新たに設立される共同持株会社では、工作機械における取扱規模拡大、ロボットシステムインテグレーター事業の拡大、グローバルマーケットにおける協業、経営資源の効率化及び戦略投資によるキャッシュフロー創出力の向上などのシナジー実現を通じてプラットフォーム戦略の進展を図り、ものづくりを全力でサポートする技術商社として、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

① 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、グループ理念のOUR STANDARDS(私たちの判断基準)の中で、「高い倫理観を持って関係法令および社会のルールを守る」とうたっています。同基準に記されている「人権の尊重」、「公平・公正の履行」とともに、社会で活動する私たちの思考及び行動における重要な判断の基準として遵守してまいります。

② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自

動化だけでなく、RPAをはじめとする様々なデジタルテクノロジーを活用した広範な業務の自動化を 推進し、クラウドPBX・クラウドFAXを導入するなど多様な働き方ができる環境の整備を行うなど、 当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネル ギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。社員がいきいきと働き続けられる環境を実現するため、2021年4月より新たな人事制度を開始し、働き方改革、ワークライフバランスの充実に資する福利厚生の拡充なども図りながら、従来からの考え方に捉われずに、組織を新陳代謝させていくことのできる、全ての世代が活躍できるフィールドを整備していくことにスピード感を持って取り組んでまいります。

④ ビジネスポートフォリオ経営の推進

当社グループは、安定的な収益性の確保と確実な成長性の実現を目指し、業績変動リスクの分散を目的として、ビジネスモデルや景気感応度等の異なる複数の事業に分散して展開する、ビジネスポートフォリオ経営を推進しております。それぞれの事業の強化において必要とされる分野を、M&Aやアライアンス等を用いて積極的に補完し、最適な価値の創出に努めてまいります。

⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を永続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

⑥ サステナビリティへの取組

今や地球環境や社会が抱える課題の解決は世界共通のものであり、多くの国が将来的なカーボンニュートラルの実現を表明しています。そのような中にあって、企業の果たす役割への期待も高まっており、ESG投資への対応の観点からもサステナビリティを重要課題と捉える動きが広まっています。当社グループにおいては、グループ各社の事業活動を通じて実施可能なSDGsゴール/ターゲットを設定し、ESG要素としての取組みに連動させながら、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、機器・工具事業、機械・設備事業及び建築・配管資材事業から構成されております。

事業区分	事 業 内 容
機器・工具事業	中小型の機械、工具、消耗品等の卸売(工業機器事業)、 切削工具、工作機械等の自動車産業への直販(自動車向け機械工具事業)、 システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売(住宅設備機器事業)、 監視カメラシステム、防犯システム、アクセスコントロール(入退室管理) の卸売(セキュリティ事業)など
機 械 ・ 設 備 事 業	工作機械等の大型機械、生産ライン設備等の卸売(工作機械事業)及び 直販(FAシステム事業)
建築・配管資材事業	鉄骨建築業者向けの鋲螺類、金物類、溶接関連資材、塗装関連資材、機械工具類等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販(鉄骨建築資材事業)、プラント配管業者向けの管工機材、鋲螺類、機械工具類等の直販(配管資材事業)

(8) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社

-k ++	(大阪本社) 大阪市中央区南新町一丁目2番10号					
本 社 (東京本社)東京都大田区平和島三丁目1番7号						
	千歳(北海道)・岩手(岩手県)・仙台(宮城県)・仙台北(宮城県)・山形(山形県)					
	郡山(福島県)・宇都宮(栃木県)・群馬(群馬県)・茨城(茨城県)・埼玉(埼玉県)					
	千葉(千葉県)・東京(東京都)・神奈川(神奈川県)・新潟(新潟県)・松本(長野県)					
営業所	富士(静岡県)・静岡(静岡県)・三河(愛知県)・一宮(愛知県)・三重(三重県)					
古来別	富山(富山県)・福井(福井県)・滋賀(滋賀県)・京都(京都府)・大阪(大阪府)					
	姫路(兵庫県)・岡山(岡山県)・広島(広島県)・米子(鳥取県)・山口(山口県)					
	徳島(徳島県)・香川(香川県)・松山(愛媛県)・北九州(福岡県)・久留米(福岡県)					
	大分(大分県)・鹿児島(鹿児島県)					
工場	宇都宮(栃木県)・埼玉(埼玉県)・滋賀(滋賀県)・久留米(福岡県)					
その他	配送センター(大阪府)・関東配送センター(埼玉県)					

② 子会社

株式会社ジーネット

本	社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号			
支	社	東京支社(東京都)・名古屋支社(愛知県)・大阪支社(大阪府)			

岐阜商事株式会社

本 社	岐阜市城東通二丁目49番地の 2
支 店	刈谷支店 (愛知県) · 浜松支店 (静岡県)

株式会社セキュリティデザイン

本 社	東京都港区南青山七丁目1番5号
支 店	大阪支店(大阪市)

(9) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
1,098名	32名増

(注) 使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
533名	19名増	40.0歳	14.6年

⁽注)使用人数には、嘱託・臨時・パート社員を含んでおりません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 42,125,500株

② 発行済株式の総数 14,574,366株

③ 株主数 4,739名

④ 大株主 (上位10名)

株	主	3	持 株 数	持 株 比 率
有限会社	ェ フ ア ー	ルテイ	2,753,861株	18.97%
株式会社	三 菱 U F	J 銀 行	707,840株	4.88%
日本マスタートラス	ト信託銀行株式会	社 (信託口)	703,300株	4.84%
日 本 生 命	保険相	互 会 社	496,640株	3.42%
古里	龍	1	401,500株	2.77%
神 鋼 商	事 株 式	会 社	386,800株	2.66%
阪 和 興	業 株 式	会 社	344,000株	2.37%
株式会社日本力	ストディ銀行	(信託口)	330,700株	2.28%
フルサトグル	ノー プ 従 業 員	員 持 株 会	319,529株	2.20%
清 和 鋼	業 株 式	会 社	292,820株	2.02%

⁽注) 1. 持株比率は自己株式 (55,412株) を控除して計算しております。

^{2.} 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、23,200株は「役員向け交付信託」の信託財産として保有する株式であり、連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率の計算においては、自己株式として控除しておりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

	地		位			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
取 (締 代 表	役 取	社 締 役	長)	古	里	龍	並	株式会社ジーネット代表取締役社長 岐阜商事株式会社代表取締役会長 株式会社セキュリティデザイン取締役会長
専	務	取	締	役	Ш	下	勝	弘	株式会社ジーネット取締役 株式会社セキュリティデザイン専務取締役
取		締		役	浦	池	雅	弘	コーポレートガバナンス担当 株式会社ジーネット取締役管理本部長
取		締		役	谷		英	康	業務本部長兼業務部長
取		締		役	藤	井	武	嗣	管理本部長兼グループ総務人事部管掌
取		締		役	武	智	順	子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員
取		締		役	中	務	裕	之	中務公認会計士・税理士事務所代表
常	勤	監	査	役	大	西		聡	岐阜商事株式会社監査役 株式会社セキュリティデザイン監査役
監		査		役	岩	城	本	臣	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員 奥村組土木興業株式会社社外監査役 株式会社SN食品研究所社外監査役 協和テクノロジィズ株式会社社外取締役
監		査		役	日札	艮 野	文	Ξ	日根野公認会計士事務所代表 国土建設株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち武智順子及び中務裕之の両氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役のうち岩城本臣及び日根野文三の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 常勤監査役大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役岩城本臣氏は、弁護士としての専門的見地及び幅広い見識を有しております。社外監査役日根野文三氏は、公認会計士、税理士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役武智順子及び中務裕之の両氏と監査役岩城本臣及び日根野文三の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
 - 5. 取締役社長古里龍平氏は、2021年4月1日付で、岐阜商事株式会社代表取締役会長から取締役に役職が変更されました。
 - 6. 取締役社長古里龍平氏は、2021年6月11日付で、岐阜商事株式会社取締役を辞任により退任する予定です。
 - 7. 取締役社長古里龍平氏は、2021年6月16日付で、株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長に就任する予定です。
 - 8. 監査役岩城本臣氏は、2020年6月22日付で、大研医器株式会社社外監査役を任期満了により退任しました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬は、次の5点を基本方針としております。

- ①役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること。
- ②会社業績と連動したものであること。
- ③中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること。
- ④株主との利益意識の共有を重視したものであること。
- ⑤報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること。

以上の方針をもとに、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会での協議により、報酬額を決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

役位別に設定された金銭を毎月支給するものであり、その報酬水準については指名・報酬協議委員会において、他の上場企業の報酬水準などとの比較・分析を行うことで、客観性を担保しております。

b. 非金銭報酬等に関する方針

(業績連動型株式報酬)

株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を 高めることを目的としたもので、中期経営計画の業績目標(連結売上高、連結営業利益)の 達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数 の当社株式等を交付するものであります。

業績連動型株式報酬に係る指標は、中期経営計画において対外公表されている「連結売上高(評価割合30%)」と「連結営業利益(評価割合70%)」の達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定しております。なお、役付役員の基礎ポイント換算金額は、総報酬額の10%程度で設定されております。

C. 業績連動報酬等に関する方針

(役員賞与)

事業年度における業績結果に応じて、役位別基本報酬に0~30%の係数(業績係数)を乗じた金銭とし、年に一度支給するものです。業績係数は連結営業利益計画を基に作成された社内目標に対する達成率で決定されます。なお、急激な業績変動が予測されるなど特別な事情が生じた場合には、計画の達成率に係らず、指名・報酬協議委員会において、総合的な観点から個別・具体的な金額の協議を行い、その結果を取締役会に報告し、取締役会で決議することがあります。

d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で報酬額を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬協議委員会に置いて個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

口. 当事業年度に係る報酬等の総額等

	却馴练の炒痘	報酬等0	対象となる		
区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (名)
取締役	106,605	97,905	8,700	_	7
(うち社外取締役)	(12,000)	(12,000)	(-)	(-)	(2)
監査役	24,700	24,700	_	_	3
(うち社外監査役)	(10,800)	(10,800)	(-)	(-)	(2)
合 計	131,305	122,605	8,700	_	10
(うち社外役員)	(22,800)	(22,800)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は2,778,097千円であります。当社の業績連動報酬は、 役位別基本報酬に0~30%の係数(業績係数)を乗じたもので算定されております。
 - 3. 非金銭報酬等の内容は株式報酬制度「役員向け株式交付信託」であり、中期経営計画の業績目標(連結売上高、連結営業利益)の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された累積ポイント相当の当社株式が信託を通じて交付される仕組みであります。なお、当事業年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で中期経営計画の策定が保留となったため、評価対象とはしておりません。
 - 4. 2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において取締役の金銭報酬の限度額は、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。また別枠で、2017年6月28日開催の第59回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は信託期間3年間について金100,000千円と決議いただいております。

- 5. 2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議をいただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
- 6. 上記の報酬等には、以下のものが含まれております。
 - ・当事業年度における役員賞与引当金繰入額8,700千円(取締役(社外取締役を除く)5名8,700千円)。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険契約の概要は次のとおりでございます。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社であります株式会社ジーネット、岐阜商事株式会社と株式会社セキュリティデザインの全ての役員等(取締役、監査役、執行役員)であります。

口. 被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

ハ. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保 険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟 費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等 一定の免責事由があります。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
 - ・取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表であります。当社と兼務先との間には 特別な取引関係等はありません。
 - ・監査役岩城本臣氏は、弁護士法人中央総合法律事務所代表社員、奥村組土木興業株式会社社外監査役、株式会社SN食品研究所社外監査役及び協和テクノロジィズ株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
 - ・監査役日根野文三氏は、日根野公認会計士事務所代表及び国土建設株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 武智順子	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬協議委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 中務裕之	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名・報酬協議委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
監査役 岩城本臣	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会も15回全てに 出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締 役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており ます。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 日根野文三	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、監査役会も15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。おります。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	支払額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,500
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上 の利益の合計額	43,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程、コンプライアンスマニュアルに従い、経営に関する重要事項を決定する。

- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、職務分掌規程、業務決裁基準、その他社内諸規程に従い、 当社の業務を執行する。
- ・取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当職務の執行状況を取締役会に報告する とともに、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
- ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室や会計監査人と連携して、監査基準 や監査計画に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。
- ・取締役を含む役職員の職務執行に係るコンプライアンス全般に関しては、社内に所定の通報相談窓 口を設ける。
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・使用人は、法令、定款はもとより、コンプライアンスマニュアル、行動規範及び社内諸規程に則り 行動するものとする。
 - ・使用人は、法令、定款、社内規程等の違反行為、あるいは社会通念に反する行為等を発見した場合 は、コンプライアンスマニュアルに示された社内外の所定の窓口に通報する。
 - ・内部監査室は、業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の 妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役に報告するとともに、発見した課題、 問題については、必要に応じてフォローアップ監査を実施する。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、株主総会議事録と取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務の執行に係る情報が 記載された文書(電磁的記録を含む。以下同じ)を、関連資料とともに、社内規程等に基づき適切 かつ確実に保存管理する。
 - ・取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」に基づき、個々のリスクについての管理責任者を 決定し、リスク管理体制を構築する。
 - ・不測の事態が生じた場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を 防止し、それを最小限に止める体制を整える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定例取締役会を原則月 1回開催するほか、適宜臨時取締役会を開催する。

- ・経営に関する重要事項については、社長の諮問機関である経営会議において事前に議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
- ・将来の事業環境を踏まえた中期経営計画及び各半期予算を取締役会で執行決定し、全社的な目標を 設定するとともに、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団(以下当社グループという)における業務の適正を確保するための 体制
 - ・子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、 必要に応じて関係資料等の提出を求める。

当社は子会社に対し、子会社の業務及び取締役の職務の執行に係る状況を定期的に取締役会又は経営会議において報告を求める。

- ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 グループ各社が定めた「リスク管理規程」に基づき、リスク管理を担当するリスク管理委員会を 設置し、グループ各社のリスクマネジメントの構築、維持、改善推進を行う。 子会社は、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスク管理委員会へ報告する。
- ・子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社はグループの経営理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ中期 経営計画を策定し、その目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
- ・子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制 当社は子会社に、その取締役及び使用人が当社グループ共通のコンプライアンスマニュアルに則 り、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。 当社は、当社の通報相談窓口の利用対象をグループ会社にまで拡大し、グループ会社の内部通報 及び社員相談に対応できる体制を構築する。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 ト たるのである 対ける いき たの トレス・ たるので から 使用 レギエタ を受
 - ・監査役の職務を補助すべきものとして、監査役の求めに応じて内部監査室から使用人若干名を選任 し、兼務させる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において 監査役又は監査役会に帰属するものとし、同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定 については、監査役会の同意を必要とする。

- ・当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げない こととする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社及び担当業務の執行状況の報告を 行う。
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、会社の信用を大きく低下させるもの、会社に著しい損害を及 ぼしたもの、又はその恐れのあるものを発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。
- ⑩ 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを 理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹 底する。
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について 生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。
- ② その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
 - ・監査役は内部監査室との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
 - ・監査役は会計監査人と定期的に意見交換及び情報交換を行い、必要に応じて報告を求める。
- ③ 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・財務報告の適正性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
 - ・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を、コンプライアンスマニュアルに明記し、社員に周知 徹底する。社内の体制としては、グループ総務人事部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、 弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図 り、組織的に対応できるように体制の整備を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席 しております。当事業年度において取締役会は14回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況 等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、社外取締役及びグループ会社監査役との定例懇談会、また会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ コンプライアンス

当社グループは、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を実施することで、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に実施しております。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう社内規程で定めております。

④ リスクマネジメント

当社グループは、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置しており、年2回及び臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討・実施しております。大規模な災害、事故等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置して対応する体制を構築しております。

⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。引き続き、内部監査体制の一層の強化を図ってまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	43,178,617
現 金 及 び 預 金	14,093,323
受取手形及び売掛金	18,817,569
電子記録債権	3,924,145
有 価 証 券	300,708
商 品 及 び 製 品	4,550,481
仕 掛 品	456,601
原材料及び貯蔵品	132,169
そ の 他	909,311
貸 倒 引 当 金	△5,692
固定資産	23,333,824
有形固定資産	15,273,747
建物及び構築物	5,298,323
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	727,940
土 地	8,928,859
建設仮勘定	494
そ の 他	318,129
無形固定資産	2,826,809
の れ ん	608,337
営業権	1,400,000
そ の 他	818,471
投資その他の資産	5,233,267
投 資 有 価 証 券	3,017,411
退職給付に係る資産	1,034,818
繰 延 税 金 資 産	129,547
そ の 他	1,130,124
貸 倒 引 当 金	△78,635
資産合計	66,512,442

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金額
負債の部	
流動負債	21,042,737
支払手形及び買掛金	12,215,679
電子記録債務	6,132,644
未払法人税等	439,554
賞 与 引 当 金	709,267
役 員 賞 与 引 当 金	17,300
そ の 他	1,528,291
固定負債	1,207,759
繰延税金負債	913,295
役員株式給付引当金	10,196
退職給付に係る負債	77,673
そ の 他	206,595
負債合計	22,250,496

純資産の部								
株主資本	42,451,422							
資本金	5,232,413							
資本剰余金	5,997,217							
利益剰余金	31,307,517							
自己株式	△85,725							
その他の包括利益累計額	1,561,840							
その他有価証券評価差額金	1,357,020							
退職給付に係る調整累計額	204,819							
非支配株主持分	248,683							
純資産合計	44,261,945							
負債純資産合計	66,512,442							

			科目				金額
売		上		高			89,478,943
売		上	原	価			74,914,197
	売	上	•	総	利	益	14,564,746
販	売 費	及び	— 般 1	章 理 費			11,786,648
	営	į	 業	利		益	2,778,097
営	業	外	Д	益			620,719
	受	取利	息	及び	配	当 金	64,410
	仕		入	割		引	426,673
	そ			の		他	129,636
営	業	外	費	用			282,437
	支		払	利		息	7
	売		上	割		引	255,038
	そ			の		他	27,391
	経	1	 常	利		益	3,116,379
特		別	利	益			30,731
	投	資 有	価	証 券	売	却 益	30,731
	税金	等 調	整前	i 当期	純	利益	3,147,111
	法人	税、	住 民	税及で	ず事	業税	1,042,918
	法	人	税等	調	整	額	58,344
	当	期	純	j	利	益	2,045,847
	非支	配株主	に帰属	する当	期紅	1. 利益	110,196
	親会	性 株 主	に帰属	する当	期紅	机利益	1,935,651

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期 首残高	5,232,413	5,997,217	30,221,251	△85,062	41,365,820
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△849,386		△849,386
親会社株主に帰属する当期純利益			1,935,651		1,935,651
自己株式の取得				△663	△663
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額(純 額)					
当期変動額合計	_	_	1,086,265	△663	1,085,601
当 期 末 残 高	5,232,413	5,997,217	31,307,517	△85,725	42,451,422

	7	の他の包括		かかな ナーヘニ!		
	その他有価証券 評価差額金	繰延へッジ 損 益	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 7	高 800,902	△11	△2,864	798,026	138,487	42,302,334
当 期 変 動 る						
剰 余 金 の 配	当					△849,386
親会社株主に帰りする当期純利	馬拉					1,935,651
自己株式の取る	号					△663
株主資本以外の項目 当期変動額(純額	556,118	11	207,683	763,813	110,196	874,009
当期変動額合	計 556,118	11	207,683	763,813	110,196	1,959,611
当 期 末 残 7	高 1,357,020	_	204,819	1,561,840	248,683	44,261,945

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

科目	金額
資産の音	那
流動資産	15,735,862
	£ 5,064,548
受 取 手 刑	老 2,023,603
電子記録債権	1,490,378
	金 3,991,208
	2,004,686
性 掛 S	
	132,169 132,
	金 9,475
	71,618
	等 524,435
	也 29,464
	<u> </u>
固定資産	19,962,875
有形固定資産	14,220,398
建	
	勿 401,662
	5 722,295
	14,193
工具器具備品	156,859
	也 8,527,041
無形固定資産	118,205
	<mark>霍</mark> 2,000 7 112.119
	,
そ の の	4,086 5,624,270
	5,62 4,27 0 5 1,244,307
	式 3,715,217
	全 全 24,205
	等 6,253
前払年金費月	
133 3-1 1 11	₹ 70,938
	全 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元
_	也 38,386
- 1	£ △6,253
資産合計	35,698,737

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

		(1 = 113)
金額	科目	金額
	負債の部	
15,735,862	流動負債	8,360,108
5,064,548	支 払 手 形	785,696
2,023,603	電子記録債務	3,990,423
1,490,378	買掛金	2,068,446
3,991,208	関係会社短期借入金	578,044
2,004,686	未 払 金	335,464
395,024	未払費用	52,692
132,169	未払法人税等	86,057
9,475	預りの金	18,898
71,618	賞 与 引 当 金	323,460
524,435	役員賞与引当金	8,700
29,464	その他	112,224
△750	固定負債	369,771
19,962,875	長 期 未 払 金	64,487
14,220,398	繰 延 税 金 負 債	197,929
4,398,346	役員株式給付引当金	10,196
401,662	資 産 除 去 債 務	9,833
722,295	その他	87,324
14,193	負債合計	8,729,879
156,859		
8,527,041	株主資本	26,436,132
118,205	資本金	5,232,413
2,000	資本剰余金	5,997,217
112,119	資本準備金	5,975,224
4,086	その他資本剰余金	21,992
5,624,270	利益剰余金	15,292,227
1,244,307	利益準備金	306,475
3,715,217	その他利益剰余金	14,985,752
24,205	特別償却準備金	1,369
6,253	別。遠看。立。金	7,000,000
455,276	操越利益剰余金	7,984,382
70,938	自己株式	△85,725
75,938	評価・換算差額等	532,724
38,386	その他有価証券評価差額金	532,724
△6,253	純資産合計	26,968,857
35,698,737	負債純資産合計	35,698,737

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

				科目					金額
売			上		盲	3			29,638,101
売		上		原	ſċ	5			23,336,317
	5	ŧ	上	4 1	総	利		益	6,301,784
販	売	費 及	び —	般質	理 費	ŧ			5,402,198
	営		業		利			益	899,585
営		業	外	収	益	ŧ			2,872,980
	ź	乏 取	利	息	及び	配	当	金	2,500,864
	貨			1	賞			料	281,592
	3	7		(カ			他	90,523
営		業	外	費	月	Ŧ			180,826
	3	支	;	払	利.			息	403
	貨	重		貸	原	Ţ		価	149,066
	ت	7		(カ			他	31,356
	経		常		利			益	3,591,739
	税	引	前	当	期	純	利	益	3,591,739
	法	人税	、 信	主民	税及	V, 1	事 業	税	367,553
	法	人	税	等	調		整	額	41,227
	当		期	純		利		益	3,182,958

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

			株	主		資	本		
		資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			
	資本金	資 本	その他	資本	利益		他利益剰		利 , 益
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 東 全 計	利 益 準備金	特別償却	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	利 益 剰余金 合 計
当期首残高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	2,739	7,000,000	5,649,440	12,958,654
当期変動額									
剰余金の配当								△849,386	△849,386
当期純利益								3,182,958	3,182,958
特別償却準備金の取崩						△1,369		1,369	_
自己株式の取得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当期変動額合計	-	_	_	_	_	△1,369	_	2,334,942	2,333,572
当期末残高	5,232,413	5,975,224	21,992	5,997,217	306,475	1,369	7,000,000	7,984,382	15,292,227

	株主	資本	評価 差 8	純資産	
	自己株式	株主資本 計	その他有価証券 評価差額金	評 価・換 算 差 額 等 合 計	合計
当期首残高	△85,062	24,103,224	340,973	340,973	24,444,198
当期変動額					
剰余金の配当		△849,386			△849,386
当期純利益		3,182,958			3,182,958
特別償却準備金の取崩		_			_
自己株式の取得	△663	△663			△663
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			191,750	191,750	191,750
当期変動額合計	△663	2,332,908	191,750	191,750	2,524,659
当期末残高	△85,725	26,436,132	532,724	532,724	26,968,857

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

㈱ジーネット

岐阜商事㈱

㈱セキュリティデザイン

② 非連結子会社の名称等

非連結子会社

蘇州雷特尔機電貿易有限公司(China)

Retra Engineering (Thailand)

Retra Engineering (Vietnam)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、純資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社 無
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

持分法を適用していない非連結子会社

蘇州雷特尔機電貿易有限公司(China)

Retra Engineering (Thailand)

Retra Engineering (Vietnam)

持分法を適用していない関連会社

㈱ロボットテクニカルセンター

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ. 有価証券

満期保有目的の債券

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

ロ. たな卸資産

商品、原材料、貯蔵品

製品、仕掛品

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

償却原価法 (定額法)

移動平均法による原価法

により算定)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、㈱ジーネットの建物(建物附属設備を除く)につい

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額

は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に

性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ては、すべて定額法によっております。

基づく簿価切下げの方法により算定)

主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物・・・・・3~47年 機械装置及び運搬具・・・・4~17年

口. 無形固定資産

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。 のれん・・・・・・・5年~10年

営業権・・・・・・10年

その他・・・・・・7年~15年

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における 利用期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実 績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に 債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上してお ります。

口. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見

込額に基づき計上しております。

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会 計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

49

二. 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務について は振当処理を行うこととしております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、 当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務 から年金資産の額を控除した額を計上しております。

ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は、資産として計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従 業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による 定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度 から処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、 純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に 係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしております。当社グループは、連結計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定をおいております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見積りとして、2021年7月頃から収束に向かうシナリオを想定しており、一部の会計上の見積りについては、当該シナリオを用いて連結計算書計上額を評価しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束後は、顧客の需要は同感染症の拡大以前と概ね同水準に回復するものと見込んでおります。

なお、上記仮定は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行ったものですが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりです。

無形固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(モーションコントロール事業)

営業権 1,400,000千円

(エンジニアリング・サービス事業)

のれん 581, 189千円

無形固定資産のその他 590,846千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

機械・工具セグメントには、連結子会社である株式会社ジーネットが行う事業の一部である、モーションコントロール事業及びエンジニアリング・サービス事業が含まれております。モーションコントロール事業は、リングコーン無段変速機及びコロネット減速機の国内独占販売権を日本電産シンポ株式会社から譲り受けて行っている事業であり、営業権は当該取得に伴い発生したものであります。また、エンジニアリング・サービス事業では、当該事業のさらなる拡大と充実を図ることを目的として、日本電産シンポ株式会社から同社のエンジニアリング・サービス事業を信託受益権売買により譲り受けており、当該取得により、のれん及びその他の無形固定資産(以下、「のれん等」という)が発生しております。営業権及びのれん等に減損の兆候が認められ、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。なお、のれん等は独立して減損の兆候を判断できないため、より大きな単位で判断しております。

営業権及びのれん等の減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、市場価格の著しい下落、経営環境の著しい悪化等、会計基準に則して判定しております。

減損の兆候が認められた場合には、当該資産又は資産グループが属する事業に関する計画を基に将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することで減損損失の認識の要否を判定しておりますが、当該見積りにおいては、経営環境などの外部要因に関する情報を整合的に見た上で、新型コロナ感染症の影響のほか、将来の販売数量等に一定の仮定をおいております。

当連結会計年度においては、減損の兆候の有無を判定し、兆候ありと認識した資産グループについても事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っていないことから、減損損失は認識しておりません。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期が当社の想定から大幅に遅れた場合、あるいは事後的な状況の変化により、将来の販売数量等が大幅に減少した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,270,318千円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

投資有価証券 128,616千円

担保付債務

買掛金 144, 259千円

(3) 非連結子会社及び関連会社

投資有価証券(株式) 11,986千円

投資その他の資産「その他」(出資金) 89,284千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株	式の) 種	類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普	通	株	式	14,574千株	一千株	-千株	14,574千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	776, 790千円	53円50銭	2020年3月31日	2020年6月22日
2020年10月30日 取 締 役 会	普通株式	72, 595千円	5円	2020年9月30日	2020年11月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配の	当総		1株 配	当為	こり 額	基	準	日	効 力	発力	生 日	
	1年 (時 株			普通株式	利益剰余金	515	, 422=	千円	3!	5円5	i0銭	2021	年3月	31日	2021 ^全	丰6月	22日	

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資の運用は安全性を考慮し、短期的な預金等に限定しております。 受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、売掛債権管理規程に沿ってリスク 低減を図っております。

また、投資有価証券は株式又は満期までの保有を意図した債券であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクにさらされており、定期的に時価や発行体の財務状況の把握を行っております。 なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

			(十座,111)
	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
① 現金及び預金	14, 093, 323	14, 093, 323	_
② 受取手形及び売掛金	18, 817, 569	18, 817, 569	_
③ 電子記録債権	3, 924, 145	3, 924, 145	_
④ 有価証券	300, 708	300, 750	41
⑤ 投資有価証券	2, 970, 550	2, 970, 550	_
⑥ 支払手形及び買掛金	(12, 215, 679)	(12, 215, 679)	_
⑦ 電子記録債務	(6, 132, 644)	(6, 132, 644)	_
⑧ デリバティブ取引(*2)	_	_	_

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - ① 現金及び預金、② 受取手形及び売掛金、③電子記録債権 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - ④ 有価証券、⑤投資有価証券 これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示され た価格によっております。
 - ⑥ 支払手形及び買掛金、⑦電子記録債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - ⑧ デリバティブ取引 取引金融機関から提示された価格によっております。
 - 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額46,861千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑤投資有価証券」には含めておりません。なお、非上場株式には、関連会社株式が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,036円29銭

(2) 1株当たり当期純利益

133円53銭

8. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社マルカとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について)

株式会社マルカ(以下「マルカ」といいます。)とフルサト工業株式会社(以下「フルサト工業」といいます。)は、2021年10月1日(予定)をもって、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方法により両社の完全親会社となるフルサト・マルカホールディングス株式会社(以下「共同持株会社」といいます。)を設立すること(以下「本経営統合」といいます。)に合意し、2021年5月7日開催の両社取締役会における決議に基づき、同日付で両社間で本経営統合に係る経営統合契約(以下「本経営統合契約」といいます。)を締結するとともに、本株式移転に関する株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を共同で作成しました。

なお、本経営統合及び本株式移転の実施は、マルカ及びフルサト工業の株主総会の承認並びに本経営統合を行うにあたり必要な許認可の取得等を前提としております。

(1) 本経営統合の目的

両社は、本経営統合により、以下に掲げるシナジー実現を通じてプラットフォーム戦略の進展を図り、 ものづくりを全力でサポートする技術商社として、企業価値のさらなる向上を目指します。2025年度を目 途として、連結営業利益ベースで20億円程度のシナジー効果が発現する見込みです。

①工作機械における取扱規模拡大によるシナジー

マルカとフルサト工業は、国内において一定規模の工作機械を販売していますが、メーカーブランドの重複は多くなく、クロスセルを行うことによりラインナップの広がりが具現化し、ユーザーの多様なニーズへの対応が可能となります。それに加えて、有利な調達条件によるコストの低減が実現できます。

また、両社が購入ルートを持つブランドにおいては、本経営統合により取扱量が増加することになりますが、メーカーとの緊密な関係を築くことで、より幅広い商材の提案やより好条件でのサービス提供など様々なメリットを提供することができ、ユーザーとの関係性が強化される等、取扱量の合計から得られる以上の効果が期待できます。

さらに、マルカの国内販路を活用し、工作機械と工作機械周辺機器を中心とした機器工具・消耗品等のフルサト工業調達品をセット販売することにより、ワンストップ提案によるトータルソリューションの実現を目指してまいります。

②ロボットシステムインテグレーター事業の拡大

両社はこれまで、少子高齢化や生産効率の向上に向け、需要の拡大が期待されるロボットを用いた 自動化ラインの提案・導入力強化のために、設計機能やエンジニアリング機能を強化してまいりまし た。今回、エンジニアリング機能の拡充と提案力の強化により、技術商社としてのプレゼンスの確立 に資することにつながり、多岐にわたるユーザーニーズへの対応力の向上が可能となります。このよ うに拡大、充実するアウトプット機能に対して、両社それぞれの受注により増加が期待される案件数 を効率的に製造・納入していくことが十分可能となります。

③グローバルマーケットにおける協業

マルカが北米とアジアを中心に展開する合計23拠点のグローバルネットワークを活用し、産業機械に周辺機器、消耗品を加えた質の高いトータル的な営業展開が可能となります。

国内で展開しているプライベートブランドを中心とした機械周辺機器のラインナップをさらに拡充 し海外展開することにより、ワンストップでのユーザーニーズへの対応を目指してまいります。

④経営資源の効率化及び戦略投資によるキャッシュ・フロー創出力の向上

国内・海外拠点の相互活用や人材配置の最適化を進めるとともに、戦略分野へ経営資源を集中的に投資することにより、成長性の高い領域への経営資本の配分を実現し、グループ全体の収益性、安定性を確保することで、キャッシュ・フロー創出力の向上を目指してまいります。

(2) 株式移転の要旨

①本株式移転の日程

定時株主総会基準日 (フルサト工業)	2021年3月31日 (水)
本経営統合契約及び本株式移転計画承認取締役会(両社)	2021年5月7日(金)
本経営統合契約締結及び本株式移転計画作成(両社)	2021年5月7日(金)
株式移転計画承認定時株主総会(フルサト工業)	2021年6月21日 (月) (予定)
株式移転計画承認臨時株主総会(マルカ)	2021年7月16日(金)(予定)
上場廃止日(両社)	2021年9月29日(水)(予定)
共同持株会社設立登記日 (効力発生日)	2021年10月1日(金)(予定)
共同持株会社株式新規上場日	2021年10月1日(金)(予定)

但し、今後手続を進める中で、本経営統合の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社協議の上、合意の上で日程を変更する場合があります。

②本株式移転の方式

マルカ及びフルサト工業を株式移転完全子会社、新規に設立する共同持株会社を株式移転完全親会社とする共同株式移転となります。

③本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

	フルサト工業	マルカ
株式移転比率	1	1. 29

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

フルサト工業の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、マルカの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.29株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社は、その協議により、上記株式移転比率を変更する

ことがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、フルサト工業又はマルカの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し 1 株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数 (予定):普通株式:25,587,817株

上記はマルカの発行済株式総数9,327,700株 (2021年2月28日時点) 及びフルサト工業の発行済株式総数14,574,366株 (2021年3月31日時点) に基づいて記載しております。但し、マルカ及びフルサト工業は、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、マルカが2021年2月28日時点で保有する自己株式である普通株式747,186株及びフルサト工業が2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式55,412株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりマルカ及びフルサト工業の株主の皆様に割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、マルカの株式を78株以上、又はフルサト工業の株式を100株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるマルカ又はフルサト工業の株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるマルカ又はフルサト工業の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、共同持株会社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能とする予定です。

(3) 本株式移転により新たに設立する共同持株会社の状況

(1)	商号	フルサト・マルカス	ホールディングス株式会社			
(2)	本店所在地	大阪市中央区南新町1丁目2番10号				
		代表取締役会長	飯田邦彦			
		代表取締役社長	古里龍平			
		取締役	竹下敏章			
		取締役	山下勝弘			
		取締役	難波経久			
(3)	代表者及び 役員の就任予定	社外取締役	小谷和朗			
		社外取締役	中務裕之			
		社外取締役	武智順子			
		常勤監査役	大西聡			
		社外監査役	疋田鏡子			
		社外監査役	佐々木康夫			
(4)	事業内容	子会社等の経営管 の事業	理及びこれらに附帯又は関連する一切			
(5)	資本金	5,000百万円				
(6)	決算期	12月31日				
(7)	純資産	現時点では確定しておりません。				
(8)	総資産	現時点では確定して	ておりません。			

9. 企業結合に関する注記

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

2020年3月30日に行われた日本電産シンポ㈱との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされており、当連結会計年度期首において、のれんとして計上していた金額の一部を組み替えております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額1,089,653千円は、会計処理の確定により443,887千円減少し645,766千円となっております。また、当連結会計年度期首の有形固定資産の機械装置及び運搬具が477千円、無形固定資産のその他が638,000千円、固定負債の繰延税金負債が194,590千円それぞれ増加しております。

10. 追加情報に関する注記

(役員向け株式交付信託)

当社は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、当社の取締役を対象にした株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従ってポイントが付与され、累積ポイント相当の当社株式が信託を通じて交付される仕組みであります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

また、取締役に交付する株式については、当社があらかじめ信託設定した金銭により、信託銀行が第三者割当により当社から取得し、信託財産として保管・管理しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

当連結会計年度末において、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式は、連結計算書類の 純資産の部に「自己株式」として表示しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額 は40,484千円、株式数は23,200株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

満期保有目的の債券

子会社株式

その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

② たな卸資産

商品、原材料、貯蔵品

製品、仕掛品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

償却原価法 (定額法)

移動平均法による原価法

決算目の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直

入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基

づく簿価切下げの方法により算定)

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ

く簿価切下げの方法により算定)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び

構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

機械及び装置・・・・・・・・・・6~17年

車両運搬具・・・・・・・・・・・4~7年

工具器具備品 · · · · · · · · 2 ~ 20年

② 無形固定資産 定額

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用

可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

② 賞与引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率

により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回

収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額

に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に

おける支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金 株式交付規程に基づく当社の取締役への当社株式の交付に備え

るため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき

59

計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

なお、当事業年度末において、退職給付引当金が借方残高となったため、投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しており、「退職給付引当金」の残高はありません。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行うこととしております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の 年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

新型コロナウイルス感染症の影響は、現在においても継続しており、当社の事業活動にも影響を及ぼしております。当社は、計算書類の作成にあたって様々な会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を会計上の見積りに反映するにあたり、主として次のような仮定をおいております。当社では、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見積りとして、2021年7月頃から収束に向かうシナリオを想定しており、一部の会計上の見積りについては、当該シナリオを用いて計算書類計上額を評価しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束後は、顧客の需要は同感染症の拡大以前と概ね同水準に回復するものと見込んでおります。

なお、上記仮定は現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行ったものですが、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社の計算書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りの内容は次のとおりです。

有形固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 有形固定資産 14,220,398千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、有形固定資産に減損の兆候が認められ、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。

資産は、用途により事業用資産、共用資産及び遊休資産に分類しており、資産又は資産グループは、 事業用資産は単独でキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である拠点単位(販売機能のみの拠点は 営業所、製造機能も有する拠点は事業所とよんでいる)、共用資産は複数資産グループに共用資産を加 えたより大きな単位、遊休資産は物件単位でグルーピングしております。

資産又は資産グループの減損の兆候の有無については、営業活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス、市場価格の著しい下落、経営環境の著しい悪化等、会計基準に則して判定しております。

減損の兆候が認められた場合には、資産又は資産グループの事業計画を基に将来キャッシュ・フローを見積もり、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することで減損損失の認識の要否を判定しておりますが、当該見積りにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、将来の販売計画や利益率等に一定の仮定をおいております。

当事業年度においては、事業用資産の一部の拠点に減損の兆候があると判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束時期から受注状況が改善してくとの見込みのほか、上記仮定に基づく事業計画から将来キャッシュ・フローを見積もった結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回っていないため減損損失は認識しておりません。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期が当社の想定から大幅に遅れた場合、あるいは事後的な状況の変化により将来の販売計画や利益率等が事業計画から大幅に乖離した場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,798,193千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 12,206千円

② 短期金銭債務 674,334千円

③ 長期金銭債務 72,824千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

① 売上高 13,992千円

② 仕入高 878,317千円

③ 営業取引以外の取引高2,755,287千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

T t	朱式の種類	当期首の株式数	当期增加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
7	普 通 株 式	78千株	0千株	一千株	78千株

- (注)1. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」が保有する当社株式23,200株が含まれております。
 - 2. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り492株によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰	延秭	箵	産

貸倒引当金	2,136千円
未払事業税等	15,667千円
賞与引当金	98,655千円
減損損失	365, 181千円
投資有価証券評価損	25,157千円
関係会社株式評価損	484,240千円
会員権評価損	17,160千円
未払役員退職慰労金	19,668千円
役員株式給付引当金	3,109千円
その他	26,728千円
繰延税金資産小計	1,057,706千円
評価性引当額	△918,577千円
繰延税金資産合計	139, 128千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△138,859千円
特別償却準備金	△601千円
その他有価証券評価差額金	△197,587千円
その他	△10千円
繰延税金負債合計	△337,058千円
繰延税金負債の純額	△197, 929千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

 種 	類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			(所有) 直接 100%	商品の仕入	設備の賃貸	005 000	その他流動負債	23, 703
子会	: 社	㈱ジーネット		商品の販売 設備の賃貸 役員の兼務	成 開り負負	235, 082	預 り 保 証 金	72, 824
				配当金の受取	配当金の受取	1, 632, 700	_	_
子 会	: 社	岐阜商事㈱	(所有) 直接 100%	商品の仕入 商品の販売 設備の賃貸借 役員の兼務 配当金の受取	配当金の受取	840, 000	_	_
子 会	会社	㈱セキュリテ ィデザイン	(所有) 直接 80%	商品の仕入 設備の賃貸借 役員の兼務 資金の借入	資金の借入	578, 044	関係会社 短期借入	578, 044

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 設備の主なものは不動産で、近隣の取引実勢価格等を勘案し、賃貸料を決定しております。
 - 3. 配当金の受取は、非上場の子会社からの配当金であります。
 - 4. 関係会社短期借入金は、キャッシュプーリングによる子会社からの借入金であります。 借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。 なお、取引金額については、日々変動することを考慮して期末残高を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,860円47銭

(2) 1株当たり当期純利益

219円58銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(株式会社マルカとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について) 株式会社マルカとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合については、連結注記表の「8.

重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

11. 追加情報に関する注記

(役員向け株式交付信託)

取締役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「10. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト工業株式会社 取締役会 御中 2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ⑬ 業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀 邸業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルサト工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表 8.重要な後発事象に関する注記(株式会社マルカとの共同持株会社設立(株式移転)による経営統合について)に記載されているとおり、会社は株式会社マルカと2021年10月1日をもって共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるフルサト・マルカホールディングス株式会社を設立することに合意し、2021年5月7日開催の取締役会決議に基づき、経営統合契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意 見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

フルサトT業株式会社 取締役会 御中 2021年5月12日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 業務 執行 社員 卓 男印 城

指定有限責任社員 公認会計士 業務 執 行 社 員 木戸脇 美 紀 🕮

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルサト工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日 までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその 附属明細書(以下「計算書類等」という。) について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書 類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監 査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表10.重要な後発事象に関する注記 (株式会社マルカとの共同持株会社設立 (株式移転) による経営統合について) に記載されているとおり、会社は株式会社マルカと2021年10月1日をもって共同株式移転の方法により両社の完全親会社と なるフルサト・マルカホールディングス株式会社を設立することに合意し、2021年5月7日開催の取締役会決議に基づき、 経営統合契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示す ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要 と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評 価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場 合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じてい る場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制報告については、取締役等及び「有限責任監査法人トーマツ」から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正 に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」 (平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2021年5月20日

フルサト工業株式会社 監査役会

常勤監査役 大 西 聡 邸

監査役岩城本臣邸(社外監査役)

監査役 日根野文 三 ⑩

以上